平成２２年（フ）第４２号
埼玉県久喜市栗原１丁目８番地３　ツウインズイースト202
債務者　斎藤　敬子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７０号
埼玉県川口市大字東内野226番地　サンライフ東川口901号
債務者　竹中　聖子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０４号
さいたま市浦和区東高砂町９番13号　浦和シティマンション205号
債務者　紀村　沙織
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７２７号
埼玉県所沢市東所沢２丁目32番地の23　メゾンマイヨジョンヌ306
債務者　竹谷　幸男
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５３号
埼玉県日高市大字高萩607番地
債務者　松本　理恵（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６２号
埼玉県日高市大字旭ケ丘385番地３
債務者　蝦　　里子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７４号
埼玉県所沢市緑町２丁目10番８―602号
債務者　長尾由美子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５４５号
佐賀県佐賀市駅南本町２番６号
債務者　小宮　眞宏
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５５７号
佐賀県小城市小城町晴気1355番地７
債務者　田口美枝子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５６７号
佐賀県小城市小城町晴気1355番地７
債務者　田口　豊男
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２号
佐賀県佐賀市東与賀町大字下古賀67番地４
債務者　兼尾　雪恵
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３号
佐賀県佐賀市駅南本町１番38号　丸杉アパート１号
債務者　長谷川美枝子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４号
佐賀県三養基郡基山町大字小倉412番地１　ＭＡＸハイツ103号
債務者　高田　厚子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６号
佐賀県佐賀市富士町大字内野18番地28
債務者　新ケ江　茜
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２８６号
札幌市南区川沿16条２丁目７番17号
債務者　新田　育子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９２号
札幌市西区八軒９条東１丁目１番47号　ウェンディ・クレッセント103号
債務者　佐藤　裕巳
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０２号
札幌市中央区南５条西27丁目１番20―308号
債務者　大浦　洋史
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５３号
札幌市東区東苗穂９条２丁目14番14号
債務者　川村千津子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部